災害応急用ポンプ貸付のしおり

平成２４年７月

関東農政局 土地改良技術事務所

目　次

１．貸出の適用範囲 ・・・

１．貸出の適用範囲

土地改良機械器具の貸出は全て無償であり、貸出範囲は次に示すとおりです。

(1) 農林水産省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映像用機材、フィルム、標本用物品、機械器具その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。

(2) 農林水産省の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を、その工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。

(3) 教育のため必要な機械器具等を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

(4) 農林水産省の委託する試験、研究若しくは調査（以下「試験研究等」という。）又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。

(5) 農林水産省の委託を受けて試験研究等を行った公益社団法人又は公益財団法人が、その後、引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益社団法人又は公益財団法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。

(6) 地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して、機械器具等を試験研究等の用に供するため貸し付けるとき。

(7) 災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

２．貸出の手続き

(1) 申込みから貸出しまで

借受申請から返納までを図解しますと次のとおりです。

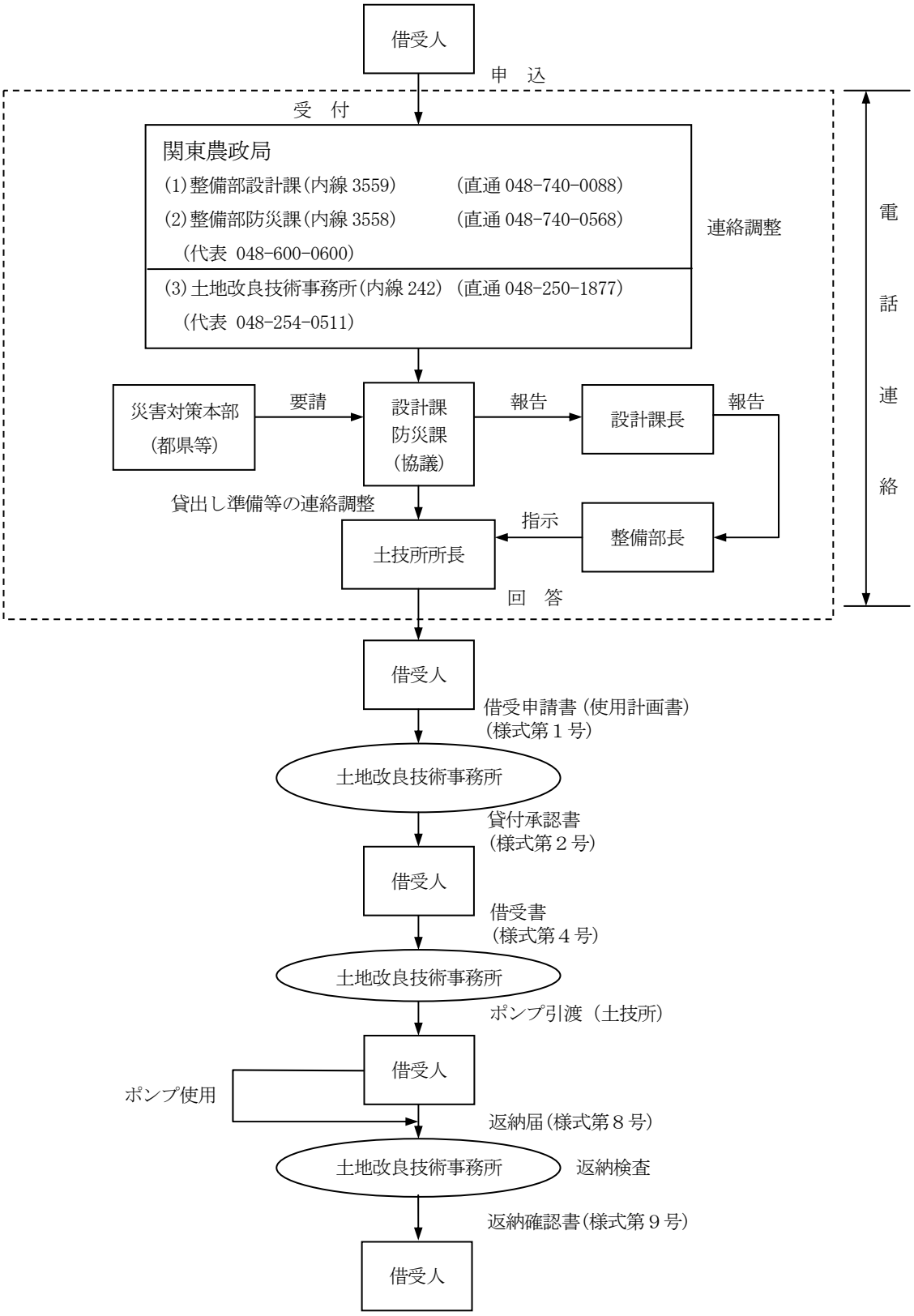

(2) **借受に必要な書類**

名　　称	様　式	部　数	借　受 する時	延　期 する時	返　納 する時
1. 土地改良機械器具無償借受申請書	様式第１号	１部	○		
2. 土地改良機械器具借受書	様式第４号	１部	○		
3. 土地改良機械器具借受期間延長申請書	様式第５号	１部		○	
4. 土地改良機械器具返納届	様式第８号	１部			○
5. 土地改良機械器具使用実績報告書		１部			○
6. 土地改良機械月別使用実績報告書		１部			
7. 土地改良機械器具運転日誌		１部			○

（注）各様式は「**無償貸付に関する事務取扱細則**」末尾に添付してあります。

３．保有機器仕様

(1) 保有機器一覧表

機　　種	口径	管理番号	台数	揚水量	全揚程	発　動　機	
						型　　式	出力
	(mm)		(台)	(m^3/min)	(m)		(ps)
●陸上ポンプ							
斜流渦巻ポンプ	250	53-2P～3P、 53-8P 53-10P、53-11P	4	6.0	6	ZB18	15
多段渦巻ポンプ	100	55-9PH	1	1.0	50	3T90L-S	20
片吸込渦巻ポンプ	150	61-6P～8P	3	3.0	15	ZB18－N	15
片吸込渦巻ポンプ	100	62-10P～15P	6	1.0	15	NF90－K	8
〃	100	3-9P	1	1.5	15	NFD12-(E)	10
片吸込渦巻ポンプ	150	5-8P～9P	2 (17 台)	3.0	15	ZB18－N	15
							(kw)
●水中ポンプ	100	11-7SP～8SP 18-4SP～5SP	4	1.0	10	―――― ――――	3.7
	150	11-9SP 18-06SP	2	2.0	10	―――― ――――	7.5
	200	11-10SP	1 (7 台)	3.0	15	――――	15.0
							(KVA)
●発動発電機	－	18-01G	1 (1 台)	－	－	――――	50
							(W)
●投光器(１灯)	－	－	2 (2 台)	－	－	EF900iS	400

①陸上ポンプ，エンジンは共通架台で一体となっている。

②附属品の詳細は 6～13 頁参照

渦巻ポンプ 100㎜

管理番号 62-10P～15P

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
片吸込渦巻ポンプ	型式	SEB 型	62-10P	
	口径	100㎜	62-11P	
	揚水量	1.0m^3/min	62-12P	
	全揚程	15m	62-13P	6 台
	回転数	1990rpm	62-14P	
	ディーゼルエンジン	NF90 - K	62-15P	
	出力	8PS		
	タンク容量	10.5 ﾘｯﾄﾙ		
	燃料消費量	14.4 ﾘｯﾄﾙ/7hr		定格出力時
	総重量	200kg		ポンプエンジン
	外形寸法	長さ　　巾　　高さ		
		0.86m×0.40m×0.74m		
	始動方式	手動式		
	使用燃料	ディーゼル重油		
		又はディーゼル軽油		

2. 附属品

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ゴム包線式	2 本	2m×2 本　23kg/本	46kg	
吐出管	サニーホース	1 巻	1 巻＝50m	42	
90° 曲管	FC	2 ヶ	14kg/ヶ	28	
45° 曲管	〃	2 ヶ	12　〃	24	
スルース弁	〃	1 ヶ		31	
チェッキ弁		0			
フート弁	FC	1 ヶ		12	
圧力計		1 ヶ			
継手		2 ヶ	片フランジ 1 ヶ		
			両フランジ 1 ヶ		
バッテリー		0			
ホースバンド		3 本	M16		
ボルトナット		1 式	8 本/ヶ所×7 ヶ所＝56 本/台		
V ベルト		3 本			
パッキン		7 枚			
工具		1 式			
				計　　kg	

渦巻ポンプ 100㎜

管理番号 3-9P

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
片吸込渦巻ポンプ	型式	SEB 型	3-9P	
	口径	100㎜		
	揚水量	1.5m^3/min		
	全揚程	15m		1 台
	回転数	1990rpm		
	ディーゼルエンジン	NFD12－(E)(K)		
	出力	10PS		
	タンク容量	11.0 ﾘｯﾄﾙ		
	燃料消費量	――――――		定格出力時
	総重量	250kg		ポンプエンジン
	外形寸法	長さ　　巾　　高さ		
		――――――		
	始動方式	手動式		
	使用燃料	ディーゼル重油 又はディーゼル軽油		

2. 附属品

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ゴム包線式	2 本	2m×2 本　23kg/本	46kg	
吐出管	サニーホース	1 巻	1 巻＝50m		
90° 曲管	FC	2 ヶ			
45° 曲管	〃	2 ヶ			
スルース弁	〃	1 ヶ			
チェッキ弁		0			
フート弁	FC	1 ヶ			
圧力計		1 ヶ			
継手		2 ヶ			
バッテリー		0			
工具		1 式			
台車		1 式			
ホースバンド		3 本			
フランジ		7 枚			
パッキン					
				計　　kg	

渦巻ポンプ 150㎜

管理番号 61-6P～8P

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
片吸込渦巻ポンプ	型式	SVO－F 型	61-6P	
	口径	150㎜	61-7P	
	揚水量	3.0m^3/min	61-8P	
	全揚程	15m		3 台
	回転数	1440rpm		
	ディーゼルエンジン	ZB18－N 型		
	出力	15ps		
	タンク容量	12.0 ﾘｯﾄﾙ		定格出力時
	燃料消費量	25.8 ﾘｯﾄﾙ/7hr		ポンプエンジン
	総重量	500kg		
	外形寸法	長さ　　巾　　高さ		
		1.38m×1.16m×0.79m		
	始動方法	手動式		
	使用燃料	ディーゼル重油		
		又はディーゼル軽油		

2. 附属品（1 台当たり）

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ゴム包線式	3 本	2m　40kg/本	120kg	
吐出管	サニーホース	1 巻	50m　50kg/巻	50	
90° 曲管	FCD45	2 ヶ		62	
45° 曲管	〃	2 ヶ		57	
スルース弁		1 ヶ		52	
チェッキ弁		0			
フート弁		1 ヶ		26	
圧力計		1 ヶ			
継手		2 ヶ	片フランジ 1 ヶ		
			両フランジ 1 ヶ		
バッテリー		0			
ホースバンド		2 本			
ボルトナット		1 式			
V ベルト		4 本			
パッキン					
工具		1 式			
				計 367kg	

渦巻ポンプ 150㎜

管理番号 5-8P～9P

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
片吸込渦巻ポンプ	型式	SVO 型	5-8P	
	口径	150mm	5-9P	
	揚水量	3.0m^3/min		2 台
	全揚程	15m		
	回転数	1500rpm		
	ディーゼルエンジン	ZB18－N 型		
	出力	15ps		
	タンク容量	リットル		定格出力時
	燃料消費量	リットル/ hr		ポンプエンジン
	総重量	kg		
	外形寸法	長さ　巾　高さ		
	始動方法	手動式		
	使用燃料	ディーゼル重油 又はディーゼル軽油		

2. 附属品（1 台当たり）

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ゴム包線式	3 本	2m　40kg/本	kg	
吐出管	サニーホース	1 巻	50m　50kg/巻		
90° 曲管	FCD45	2 ヶ	150mm×2		
45° 曲管	〃	2 ヶ	150mm×2		
チェッキ弁		0			
フート弁		1 ヶ	150mm		
圧力計	φ75 コック付	1 ヶ			
バッテリー		0			
ホースバンド		2 本			
工具		1 式			
床版	形鋼製共通	1 基			
空気抜きコック		1 式			
ドレーンコック		1 式			
半動仕切弁		1 個	150mm		
配管用 B.N.P.		1 式			
両タケノコ		1 個			
片タケノコ	JIS10K フランジ付	1 個			
				計　kg	

渦巻ポンプ 250㎜

管理番号 53-2P、3P、8P、10P、11P

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
斜流渦巻ポンプ	型式	DSV－L	53-2P	
	口径	250㎜	53-3P	
	揚水量	6m^3/min	53-8P	
	全揚程	6m	53-10P	4 台
	回転数	1080rpm	53-11P	
	ディーゼルエンジン	ZB18 型		
	出力	15PS		
	タンク容量	12 ﾘｯﾄﾙ		
	燃料消費量	25.8 ﾘｯﾄﾙ/7hr		定格出力時
	総重量	400kg		ポンプエンジン
	外形寸法	長さ　巾　高さ		
		1.31m×0.73m×1.00m		
	始動方式	手動式		
	使用燃料	ディーゼル重油		
		又はディーゼル軽油		

2. 附属品

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ビニール	2 本	2m×2 本　63kg/本	172kg	
	S.P	1 本	2m＝1 本　46kg/本		
吐出管	サニーホース	1 巻	20m　2.5kg/m	50	
90° 曲管	FC	1 ヶ		75	
45° 曲管	SS	2 ヶ	26kg/ヶ	52	
スルース弁	〃	1 ヶ		170	
チェッキ弁		0			
フート弁	FC	1 ヶ		75	
圧力計		1 ヶ			
継手		2 ヶ	片フランジ 1 ヶ	28	
			両フランジ 1 ヶ		
バッテリー		0			
ホースバンド		2 本	M22×75		
ボルトナット		1 式	12 本/ヶ所×9 ヶ所		
			＝108 本/台		
V ベルト		1 本			
パッキン		9 枚			
工具		1 式			
				計 700kg	

渦巻ポンプ 100㎜

管理番号 55-9PH

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
多段渦巻ポンプ	型式	MS 型	55-9PH	
	口径	100mm		
	揚水量	1.0m^3/min		
	全揚程	50m		1 台
	回転数	1800rpm		
	ディーゼルエンジン	3T90LS 型		
	出力	20PS		
	タンク容量	30 ﾘｯﾄﾙ		
	燃料消費量	35.4 ﾘｯﾄﾙ/7hr		定格出力時
	総重量	470kg		ポンプエンジン
	外形寸法	長さ　　巾　　高さ		
		1.90m×0.80m×1.27m		バッテリー
	始動方式	セルモーター		
	使用燃料	ディーゼル重油		
		又はディーゼル軽油		

2. 附属品

名　称		数量	仕　様	重量	備　考
吸込管	ビニール製	2 本	1.5m×1 本　18kg/本	39kg	
	(包線式)		3.0m×1 本　21kg/本		
吐出管	サニーホース	1 巻	100m	83	
90° 曲管	FC	2 ヶ	22kg/ヶ	44	
45° 曲管	FC	2 ヶ	20kg/本	40	
スルース弁	〃	1 ヶ		31	
チェッキ弁	〃	1 ヶ		19	
フート弁	〃	1 ヶ		8	
圧力計		1 ヶ			
継手		2 ヶ	片フランジ 1 ヶ		
			両フランジ 1 ヶ		
バッテリー		1 ヶ	12 ボルト		
ホースバンド		2 本			
ボルトナット		1 式	M12		
			8 本/ヶ所×7 ヶ所＝56 本/台		
V ベルト		3 本			
パッキン		7 枚			
工具		1 式			
				計 290kg	

水中ポンプ

管理番号 11-7SP～8SP, 18-4SP～5SP

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
水中ポンプ	型式	KRS2-C4 型	11-7SP	
	口径	100mm	11-8SP	
	揚水量	1.0m³/min	18-4SP	4 台
	全揚程	10m	18-5SP	
	回転数	1410rpm		
	電動機出力	3.70kW		
	電圧	200V		
	定格電流	16A		
	総重量	88kg		キャブタイヤケ
	外形寸法	巾 350×高さ 720		ーブルを除く乾
	起動方式	直入		燥重量
	キャブタイヤケーブル	2PNCT･F4×2m㎡		電気盤使用時は インバータ起動
	周波数	50Hz		
	極数	4 極		
	絶縁階級	E 種		
	附属品			

管理番号 11-9SP, 18-6SP

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
水中ポンプ	型式	KRS2-C6 型	11-9SP	
	口径	150mm	18-6SP	
	揚水量	2.0m³/min		
	全揚程	10m		2 台
	回転数	1440rpm		
	電動機出力	7.50kW		
	電圧	200V		
	定格電流	30A		
	総重量	130kg		キャブタイヤケ
	外形寸法	巾 415×高さ 767		ーブルを除く乾
	起動方式	直入		燥重量
	キャブタイヤケーブル	2PNCT･F4×5.5m㎡		電気盤使用時は インバータ起動
	周波数	50Hz		
	極数	4 極		
	絶縁階級	B 種		
	附属品			

管理番号 11-10SP

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
水中ポンプ	型式	KRS815-50 型	11-10SP	
	口径	200mm		
	揚水量	3.0m³/min		
	全揚程	15m		1 台
	回転数	1458rpm		
	電動機出力	15.0kW		
	電圧	200V		
	定格電流	58A		
	総重量	235kg		キャブタイヤケーブルを除く乾燥重量
	外形寸法	巾 481×高さ 1069		
	起動方式	直入		
	キャプタイヤケーブル	2PNCT･F4×14mm²		電気盤使用時はインバータ起動
	周波数	50Hz		
	極数	4 極		
	絶縁階級	F 種		
	附属品			

発動発電機

管理番号 18-01G

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
発動発電機	型式	AG60SS	18-1G	
	周波数	50/60Hz		
	定格出力	50/60KVA		
		40/48kw		1 台
	定格電圧	200/220V		
	相数	三相 4 線式		
	極数	4 極		
	単相出力(電圧)	100/110		
	〃　(ｺﾝｾﾝﾄ)	1.5×2 個		
	機関	立型水冷 4 ｻｲｸﾙﾃﾞｨｰｾﾞﾙ		
	規格	排ガス 2 次規制対応		
	バッテリ	あり		
	使用燃料	ディーゼル軽油(JIS2 号軽油)		
	その他	キャスター付		
	騒音	極超低騒音形		
	外形寸法(長･幅･高)	1970×920×1340(mm)		
	乾燥重量	1330(kg)		
	運転整備質量	1480(kg)		

投光器

管理番号

1. 仕　様

機　種	型式及び仕様		管理番号	備　考
投光器	型式	YL-1i		
	発電機	EF900iS		
	周波数	50/60Hz		
	電圧	100V		2台
	電流	7.0A(始動時) 4.7A(安定時)		
	安定器	高力率型		
	ランプ	メタルハライド400W MF400LSH/U×1灯		
	ランプ寿命	12,000時間		
	全光束	38,000lm×１灯		
	マスト操作	手動無段(急降下防止装置付き)		
	マスト形式	手動伸縮2段式		
	マスト最大高	2,465mm		
	収納時寸法	1440×420×640(mm)		
	乾燥重量	32(kg)		
	走行装置	手持・手押し式ノーパンクタイヤ(2個付)		
	使用燃料	自動車用レギュラーガソリン(JIS2号ガソリン)		
	その他	アウトリガー付		

４．ポンプ・発電機・投光器据付・運転管理要領

借受けた災害用応急ポンプ及び発電機を現地で据付け使用する場合は，次の要領で取り扱って下さい。

Ⅰ．陸上ポンプ（エンジンポンプ）

(1) 据付

イ）ポンプの据付位置は，できるだけ吸水面に近づけ吸込管を短くすると共に地盤の堅い安定した場所に，又配管の配置や，保守点検の容易な向きに，水平に据付けて下さい。

ロ）長期間使用する場合は，直射日光や雨雪除けの覆い屋根を作りポンプを保護して下さい。

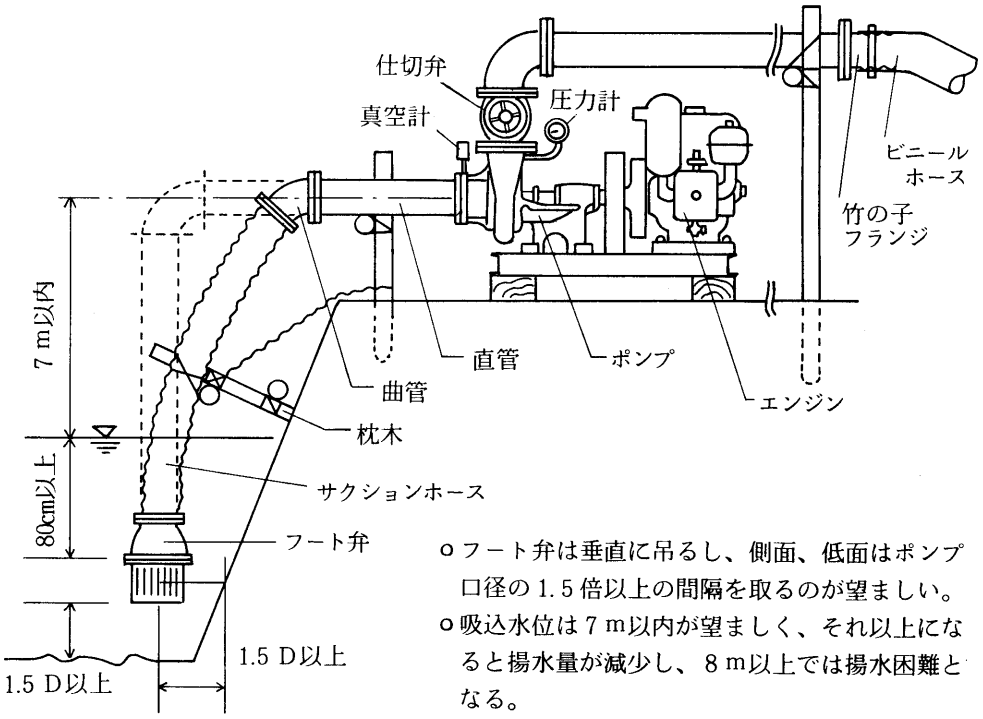

o フート弁は垂直に吊るし、側面、低面はポンプ口径の 1.5 倍以上の間隔を取るのが望ましい。
o 吸込水位は７ｍ以内が望ましく、それ以上になると揚水量が減少し、８ｍ以上では揚水困難となる。

ポンプ据付配置参考図

φ250ポンプ配置例

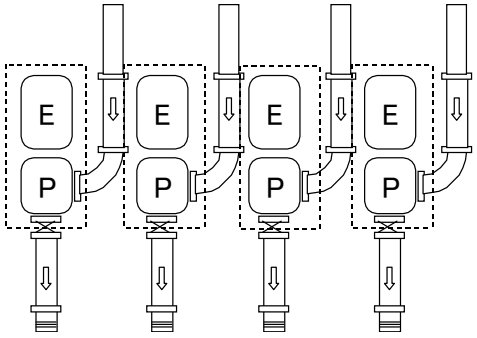

φ150、100ポンプ配置例

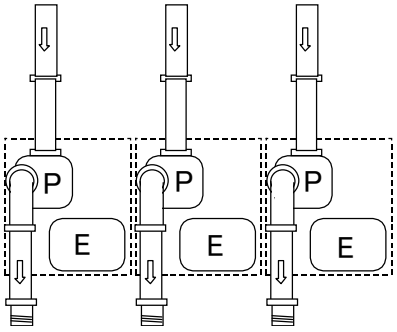

ハ）配管等の接続部には，パッキンを挟み，空気漏れのないよう，又フランジ面が均一になる様ボルト締付けは均等に行ってください。

ニ）吸水管には空気溜まりが出来るような凸曲配管をすると，揚水量が少なかったり，揚水しない場合があるので，ポンプ呑口より配管が高くならないよう配置を考えて下さい。

ホ）フート弁は，取り付ける前にフート弁を縦置きにして水を張って，水漏れのない事を確かめてから取り付けて下さい。（水漏れがある場合は，弁，弁座の清掃を行ってください。）

ヘ）仕切弁はポンプの吐出側に設けて下さい。

ト）ポンプが運転中に振動や水圧で移動しないよう、ベースを地盤にしっかりと固定して下さい。

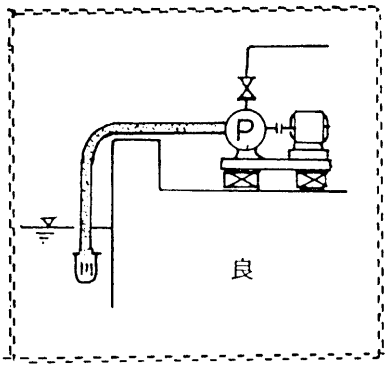

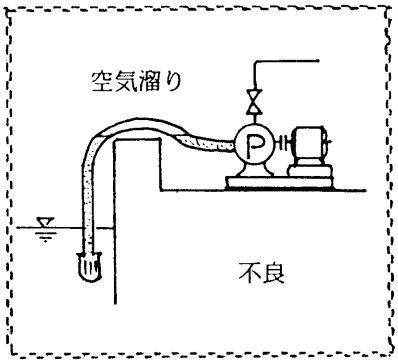

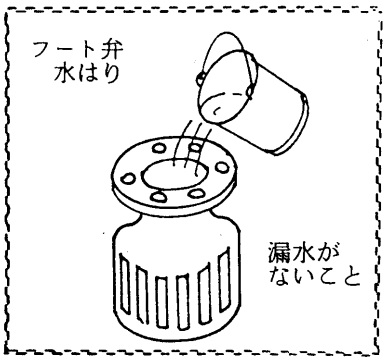

⑵ 運転・停止

①運転前の準備

イ）エンジン

a．潤滑油（ディーゼルエンジンオイル）

潤滑油検油棒の目盛の上部まで入っていることを確かめ，不足している時は補給し，油が黒く濁り，粘っている時は交換して下さい。

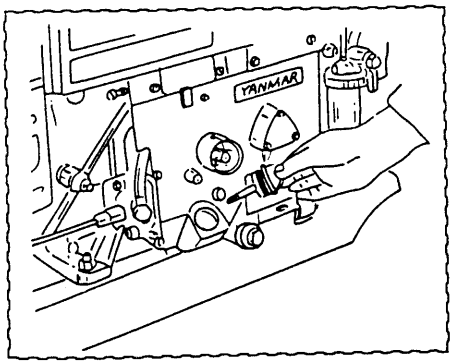

適応潤滑油	API 規格 CB，CC 級　10W－30　ディーゼルオイル

b．燃料

燃料タンクに燃料を満たす。

適応燃料	A2 号重油又は 2 号ディーゼル軽油

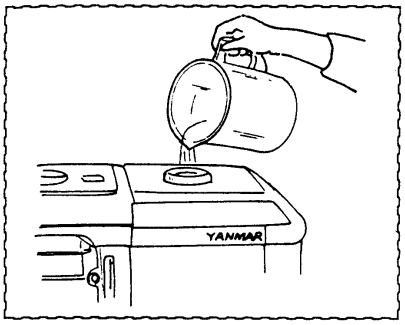

c．冷却水
ラジエータのキャップ（又は吸水栓）を外し，吸水口まで満水にして下さい。
キャップ（又は給水栓）はしっかりと締付けて下さい。

ロ）ポンプ

a．呼び水
ポンプ上部の空気抜きコックを開き，給水ジョーゴ又は，吐出管の先端から呼び水を入れて，空気抜きコックから気泡の混ざらない水が吹き出るまで呼び水を行い仕切弁を閉めて下さい。

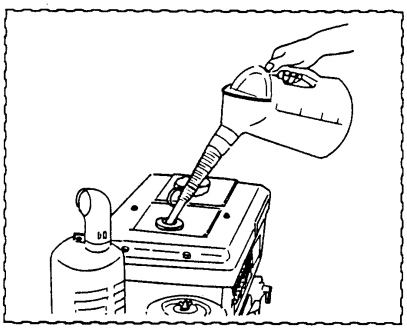

②運転

イ）運転開始

a．運転前の準備が完了したら，エンジンを始動して下さい。

b．始動直後は低速で2～3分，予備運転を行ない，エンジンが円滑に回転し異常のないことを確認して下さい。

c．異常がなければ，エンジン回転を規定回転まで上昇させ，回転が安定したところで仕切弁を徐々に開いて行き，送水管路に異常なく充水されたことを確認したうえで仕切弁を全開にして送水を開始して下さい。

d．高揚程ポンプの５５－９ＰＨについては、クラッチ付となっているため、エンジンの回転が安定したところで、クラッチを数回ハンクラッチ（クラッチレバーを軽く当てる状態）にして、ポンプ羽根車が回転してからクラッチをつなでください。

③規定揚水量の確認

ポンプの公称揚程に対し，運転時の全揚程が同一であるときは，規定の揚水量が揚水されているものと考えられます。

公称揚程(水柱圧)＝吐出側圧力計圧(水柱圧)－吸込側負圧計圧(水柱圧)

渦巻ポンプの場合，ポンプ公称揚程より運転時の全揚程が低い場合，揚水量は増えるがエンジンに過負荷がかかり過熱し故障の原因となるので，ポンプの公称揚程まで仕切弁をしぼる必要があります。

(2) -1. 組立状況写真

①組立前　機器（φ100㎜）

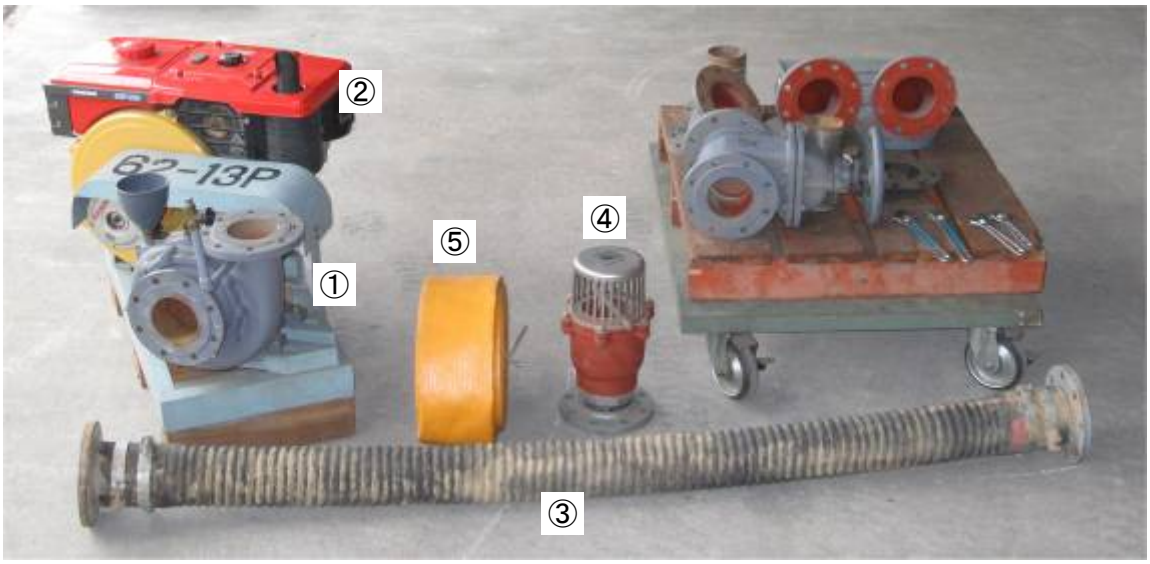

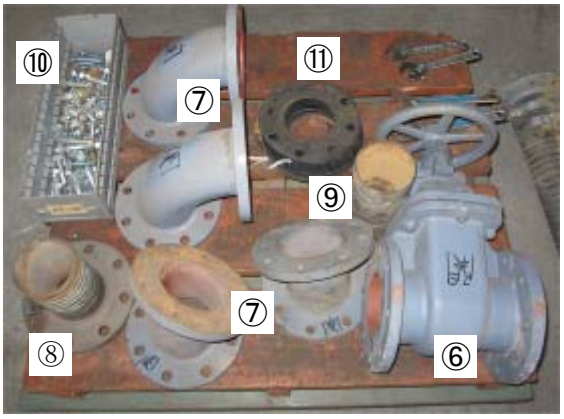

番号	名称	番号	名称
①	ポンプ	⑦	曲管
②	エンジン	⑧	竹の子ﾌﾗﾝｼﾞ
③	ｻｸｼｮﾝﾎｰｽ	⑨	竹の子継手
④	フート弁	⑩	ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄ
⑤	ﾋﾞﾆｰﾙﾎｰｽ	⑪	パッキン
⑥	仕切弁	⑫	圧力計

①組立後

(2) -２．据付状況写真

○平坦地

○傾斜地

①傾斜地では、左記写真のように短管等で傾斜地足場を設置する。

②エンジンに雨除けが無い場合は、屋根を設置する

④運転中の点検

イ）エンジン

a．エンジンは異音，異臭がなく規定回転数で安定して回転していること。

b．オイルシグナル（潤滑油が正常に循環している状態を示す表示器）が正常に動いているか。

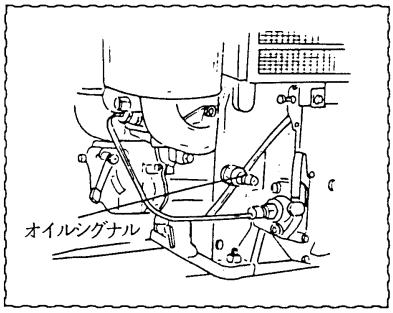

c．潤滑油，冷却水，燃料の点検補給時間には必ずエンジンを停止させ，油量，水量，燃料油量等の点検補給を行って下さい。
（冷却水給水管の開栓は，熱湯が吹き出さないように，エンジンが冷えてから開栓して下さい。）

d．潤滑油の交換時間が来たら必ず全量交換を行って下さい。

e．オイル交換は必ず，フィルターの清掃を行って下さい。

f．空気清浄器（エヤーエレメント）は定期的に洗浄して下さい。

g．潤滑油，冷却水，燃料の点検補給及び交換時期は，下表を参考にして行って下さい。

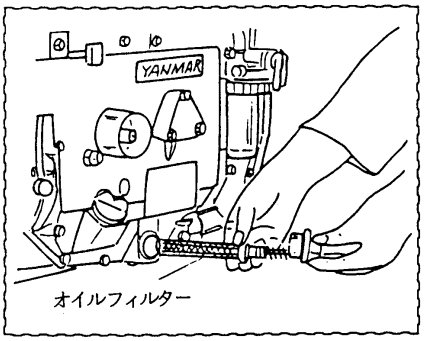

項　目	潤　滑　油	冷却水	燃　料	摘　　要
点検補給	1 日 2 回以上	同左	同左	消費度合に応じて点検補給回数を増やす。 冷却水の注水口栓が完全に締まっていないと蒸発して短時間に不足する。 パッキンが不良の場合は取り替える。
交　換	100 時間毎	濁りが酷くなった時	―	

h．ファンベルトに弛みや損耗がないか毎日点検調整を行ない損耗している時は早めに交換してください。

ロ）ポンプ

a．ポンプは，異常音や振動がなく静かに回転し，規定量の揚水をしているか。

b．真空計，圧力計の針の揺れが小さく，いつもと同じ圧力値を示しているか。

c．グランドパッキン使用型のポンプは，グランドパッキン部から少量の漏水量（1 分間に 30～60 滴程度）になるようパッキン押えを調整する。

d．駆動ベルトの弛みや損耗がないか点検調整を行ない、損耗している場合は交換してください。

e．各部締付ボルトの弛みの点検増締等を行ってください。

(3) 整備

①日常点検整備

下表の項目等について，定められた点検時毎に必ず点検整備を行ってください。

項目＼点検時間	毎日	50 時間毎	100 時間毎	300 時間毎	摘　要
ラジエータ水	▲　●	－	－	－	▲…点検 ●…補給 ×…交換 □…掃除 ○…調整
エンジンオイル	▲　●	－	×	－	
ロッカーアーム部給油管	●	－	－	－	
エアークリーナ	－	－	▲　□	－	
ファンベルト	▲	○	－	－	
燃料ろ過巻	－	－	－	□	
バルブクリアランス	－	－	－	○	
駆動Vベルト	▲	○	－	－	
グランドパッキン	▲	○	－	－	
フート弁目詰り	▲　□	－	－	－	

（注）　その他，各機器の取扱い説明書により点検整備を行なうこと。

②返納整備

借受けたポンプを返納する時は事前に下記要領により返納整備を行なってください。

ａ．ポンプ，エンジン及び各附属品はきれいに清掃し汚れを落してください。

ｂ．錆や，塗装面の傷みの著しいときは，錆落しを行ない塗替え塗装してください。

ｃ．各部の点検整備を行ない，損耗部品の交換及び損傷部の整備を行ってください。

ｄ．エンジンオイルは，新品オイルと交換してください。

Ⅱ．水中ポンプ

(1) 据付前の確認

キャブタイヤケーブルの各心線とアース線（緑色線）間をメガーで測定し，モータの絶縁抵抗の確認をしてください。

絶縁抵抗の基準値　＝２０ＭΩ以上

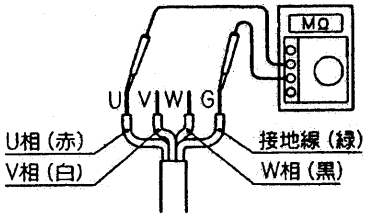

※据付け上の注意事項

・据付に際しては，ポンプの重心・重量を考慮して作業してください。吊り下げが不完全な場合はポンプの落下・破損などによりケガの原因になります。
・キャブタイヤケーブルでポンプを宙吊りにしての据付・移動は絶対に行わないでください。ケーブルが破損し，漏電・感電・火災の原因となります。

イ）ホースはホースカップリングの奥まで差し込みホースバンドで確実に固定してください。

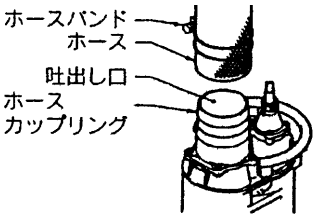

ロ）ポンプの取扱いは，落下など強い衝撃を与えないように行ってください。ポンプの吊り下げは，手で持って行なうか，ハンドルにチェーン又はロープをしっかりと取り付け，ずれないことを確認の上，作業を行ってください。

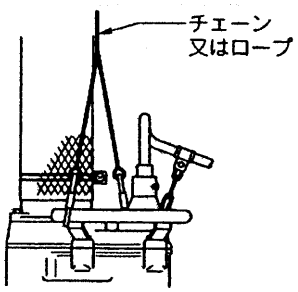

ハ）ポンプは十分水位があり，水の集まりやすい場所に据付けてください。

※運転に必要な水位につきましては『運転水位』の項をご覧ください。

ホースの先端（吐出し側）は，水面より高い位置に出してください。ホースの先端が水中にあると，ポンプ停止時に逆流することがあります。逆にホースの先端が水面より低い位置にあると，ポンプ停止後も水が流出してしまうことがあります。

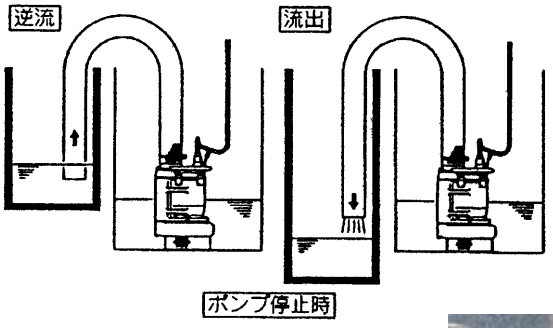

ニ）ホース配管はできるだけまっすぐになるようにしてください。極端に折れ曲がったりすると，水の流れの妨げとなり，揚水量不足や土砂詰りが生じ，揚水不能となります。
特にホース付け根部分が折れ曲がっている場合は，ポンプ内部に空気溜まりができて，空運転状態となる場合がありますので，運転しながらホースの曲がりを緩和してください。

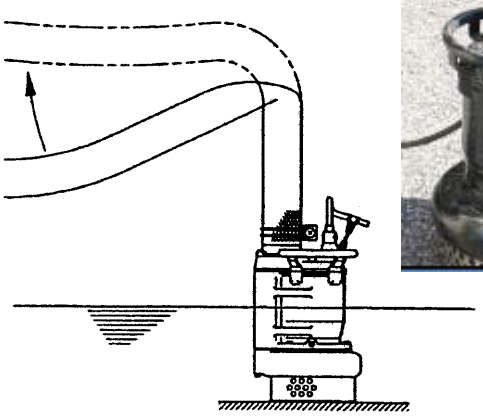

ホ）ポンプは立て置きでご使用ください。ポンプが土砂などで埋まる恐れのある場合は，ポンプをブロックなどの台の上に乗せてご使用ください。

(2) 電気配線

※電気配線工事の注意事項

・電気配線は有資格者が行い，「電気設備技術基準」及び，「内線規定」などに従って施工してください。無資格者による電気配線工事は，法律違反となるばかりでなく，非常に危険ですので絶対に行わないでください。
・配線などに不備がありますと，漏電や火災，感電の原因となります。
・ポンプ専用の漏電遮断機及び過電流保護装置を必ず取り付けてください。
故障や漏電の場合の際に感電の恐れがあります。

※接地（アース）についての注意事項

・アース線は確実に取り付けてください。ポンプの故障や漏電の際に感電の恐れがあります。
・アース線はガス管，水道管，避雷針，電話のアース線には接続しないでください。アースが不完全な場合は，感電の原因となります

※電源接続についての注意事項

・接続端子台と接続する前に，電源（漏電遮断器など）を確実に切ってください。感電･ショート･ポンプの不意な始動によるケガの原因となります。
・キャブタイヤケーブルがいたんでいるときは，使用しないでください。感電･ショート･発火の原因となります。

キャブタイヤケーブルの先端の接続端子を右図に従って緩みのないようにきっちりと制御盤の端子台に接続してください。

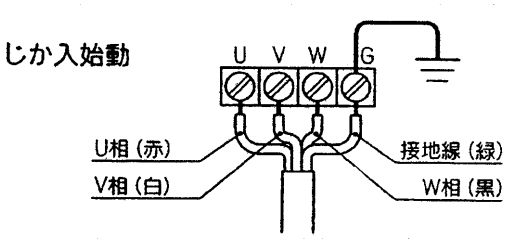

制御盤とｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙ接続状況

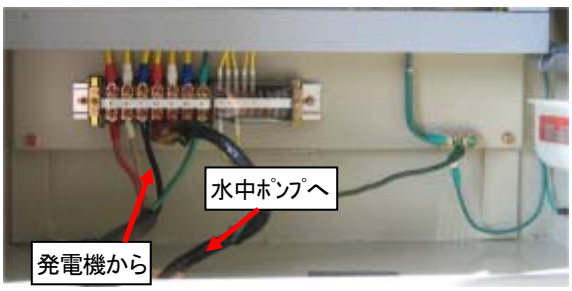

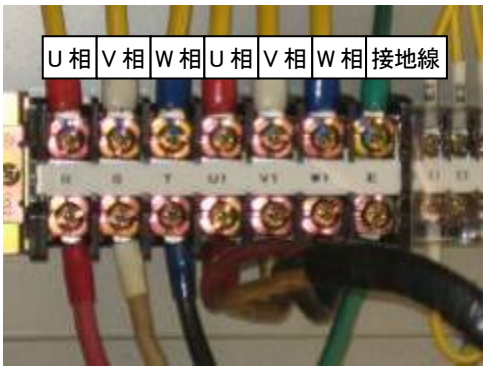

※キャブタイヤケーブルについての注意事項

・キャブタイヤケーブルを延長する場合は，心線と同等若しくはそれよりも太いサイズのものを使用してください。十分な性能が発揮できなくなるばかりでなく，ケーブルの発熱による火災･漏電･感電の原因となります。
・キャブタイヤケーブルの外皮を切断又は損傷した状態で水没させますとモータ内部に浸水し，ショートする恐れがあります。ポンプの故障や漏電･感電･火災の原因となります。
・キャブタイヤケーブルは車のタイヤなどで踏まれ，断線，巻き込みがないように注意してください。ポンプの故障や漏電･感電･火災の原因となります。
・キャブタイヤケーブルの接続部分を水中に浸ける必要がある場合は，完全にモールド加工してください。漏電，感電，火災の原因となります。

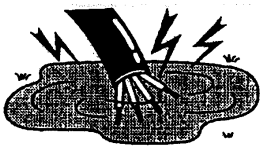

キャブタイヤケーブルの先端は絶対に水に浸けないでください。

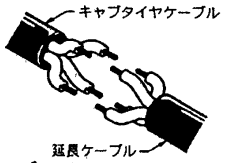

ケーブルを延長しなければならない場合は、付属品の心線と同等若しくはそれよりも太いサイズのものを使用してください。

ケーブルの接続部は、水が浸入しないようにきっちりとモールド加工してください。

ケーブルは、無理に折り曲げたりねじったり、構造物に当てるなどして傷を付けないようにしてください。

電気回路図

●じか入始動（2.2kW ～ 22kW）
電源：三相

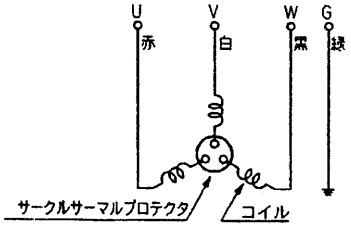

(3) 運転

1)試運転

※試運転の注意事項

・ポンプを宙吊りにした状態での始動は絶対に行わないでください。回転の反動によりケガなどの重大事故の原因となります。
・回転方向の確認は必ず気中で行ってください。水中で逆転しますと故障の恐れがあります。
・逆回転のための接続変更は，電源（漏電遮断器）が確実に切れていることを確認し，羽根車の回転が完全に停止した後に行ってください。感電･ショートの恐れがあります。
・きわめて著しい振動や異音，異臭のある場合は，直ちに電源を切ってください。

イ）短時間（1 秒～2 秒間）運転を行ない，羽根車の回転方向を確認してください。ポンプの反動方向が反時計回りであれば正回転です。

ロ）逆回転の場合，以下の対策を行ってください。

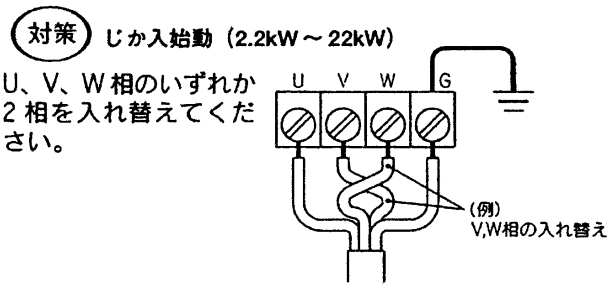

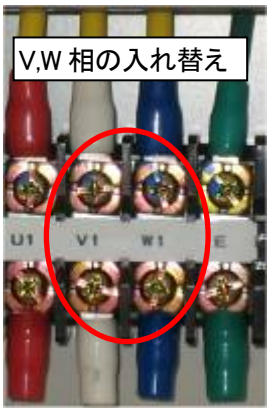

ハ）ポンプを短時間（3～10 秒間）運転し，下記のことを確認してください。

交流電流計（クランプメータ）を使って、端子台に接続したU、V、W相で運転電流の測定をしてください。

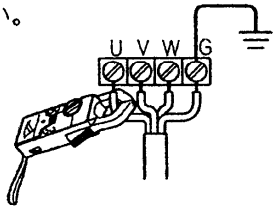

対策 運転電流が定格値を超える場合は、ポンプのモータが過負荷の状態が考えられますのでP.5『4 据付け』の項を参照して、正しい状態にしてご使用ください。

交流電圧計（テスター）を使って、端子台で測定してください。
■電源電圧の許容量＝定格電圧の±5%以内

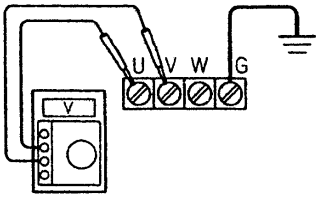

対策 電源電圧が許容値からはずれている場合は、電源の容量や延長ケーブルなどに原因がありますのでP.7『5.電気配線』の項をご覧になり正しい状態にしてご使用ください。

2)運転

過負荷運転又はポンプの異常により，モータ保護装置が作動してポンプを停止した場合は，その原因を取り除いた後に再始動してください。

3)運転水位

単位：mm

ポンプ型式	C.W.L
KRS2 - C4（φ100）	155
KRS2 - C6（φ150）	175
KRS815 - 50（φ200）	275

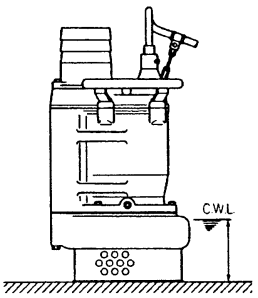

(4) 保守・点検

1)点検の前に

※点検の前の注意事項

・電源（漏電遮断器など）が確実に切れていることを確認し，キャブタイヤケーブルを端子台から取り外してください。感電･ポンプの不意の始動により重大事故になる恐れがあります。

イ）ポンプの洗浄

ポンプ表面の付着物を取り除き，水道水などで洗浄してください。特に羽根車にからんでいる異物は完全に取り除いてください。

ロ）ポンプの外部点検

塗装のはがれ，破損個所やボルト，ナットなどに緩みがないか確認してください。塗装の剥離部は，その部分を洗浄し，乾燥後，補修塗料を塗布してください。

2)日常点検・定期点検

実施周期	点　検　項　目
週に1回	・絶縁抵抗の測定　■絶縁抵抗の基準値＝1MΩ以上 ※前回の点検と比べ，絶縁抵抗が著しく低下している場合はモータ部の点検が必要です。 ・運転電流の測定　■定格値以内かどうかの確認 ・電源電圧の測定　■電源電圧の許容値＝定格電圧の±5%以内
月に1回	・ポンプの点検　■性能が著しく低下した場合は，羽根車などの磨耗又はストレーナなどへのゴミなどの詰まりが考えられます。ゴミを取り除き，羽根車，サクションカバーが磨耗している場合は交換してください。
半年に1回	・オイルの点検　■3000時間又は6ヶ月毎のいずれか早い時期に点検をしてください。

3)オイル点検・交換要領

オイルの点検

注油プラグを取り外し，オイルを少量抜き取ってください。

本体を注油プラグが下側になるように傾けると，オイルは抜けます。抜き取ったオイルが白濁又は水が混入している場合は，軸封装置（メカニカルシールなど）の不良が考えられます。その場合は,ポンプの分解･修理が必要です。

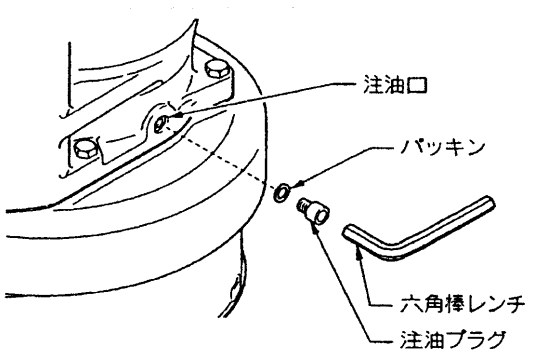

オイルの交換

注油プラグを取り外し，オイルを完全に抜き取ってください。注油口からオイルを規定量注入してください。

ポンプ型式	オイル量（mℓ）
KRS2 - C4（φ100）	1,850
KRS2 - C6（φ150）	2,300
KRS815 - 50（φ200）	3,200

Ⅲ．発電機

(1)運搬

イ）発電機には移動用のタイヤがついていますので、トラック等による移動時には移動用タイヤのブレーキを掛け、なおかつロープ等により入念に固定してください。

(2)据付

イ）発電機の吊り上げは必ずボンネット上部の吊り上げフックを使用してください。

ロ）エンジンをかけたまま、吊り上げたり移動しないでください。ファンの破損など致命的な故障につながる恐れがあります。

ハ）固い地盤の上に水平に置いてください。

やむを得ず傾斜地に据付ける場合は、ラジエーター側を上にして、傾斜角が 10 度以内になるようにしてください。

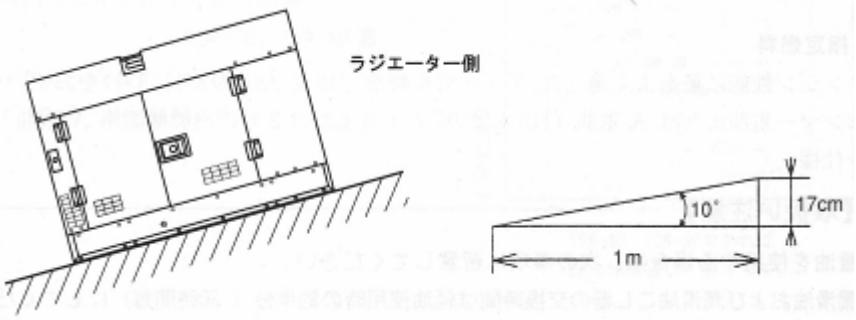

ニ）据付ける場合は、壁から 200～300㎜ 以上離してください。

また、ラジエーターの排風、エンジンの吸気口、排気出口方向に障害物を置かないようにしてください。

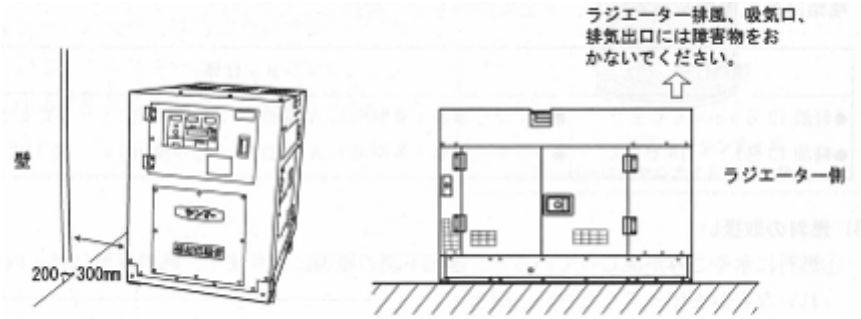

ホ）据付時においても移動用タイヤのブレーキを掛け、ストッパー等により固定してください。

(3) 運転操作の手順

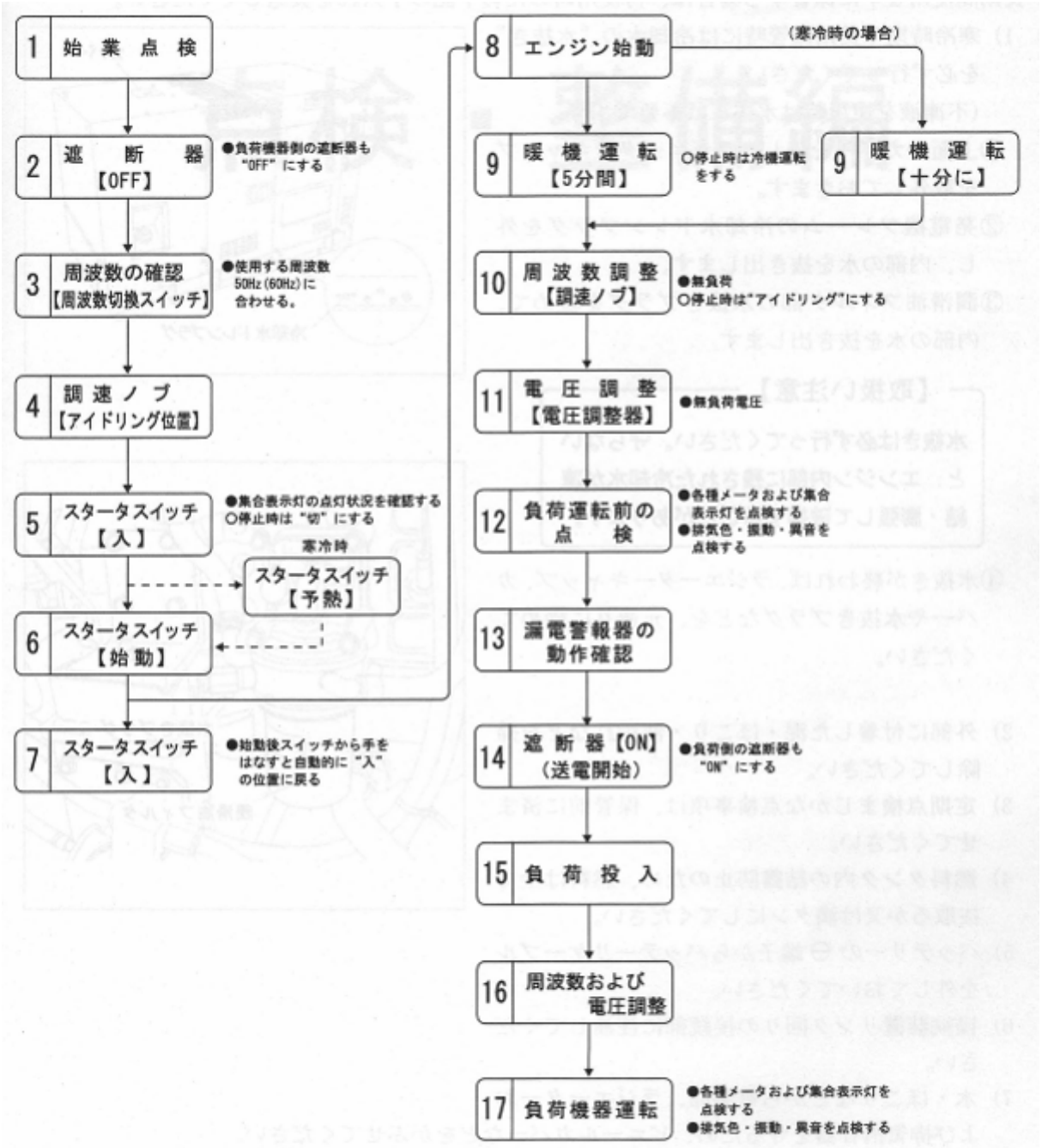
1 始業点検
2 遮断器【OFF】
●負荷機器側の遮断器も"OFF"にする
3 周波数の確認【周波数切換スイッチ】
●使用する周波数50Hz(60Hz)に合わせる。
4 調速ノブ【アイドリング位置】
5 スタータスイッチ【入】
●集合表示灯の点灯状況を確認する
○停止時は"切"にする
寒冷時
スタータスイッチ【予熱】
6 スタータスイッチ【始動】
7 スタータスイッチ【入】
●始動後スイッチから手をはなすと自動的に"入"の位置に戻る
8 エンジン始動
(寒冷時の場合)
9 暖機運転【5分間】
○停止時は冷機運転をする
9 暖機運転【十分に】
10 周波数調整【調速ノブ】
●無負荷
○停止時は"アイドリング"にする
11 電圧調整【電圧調整器】
●無負荷電圧
12 負荷運転前の点検
●各種メータおよび集合表示灯を点検する
●排気色・振動・異音を点検する
13 漏電警報器の動作確認
14 遮断器【ON】(送電開始)
●負荷側の遮断器も"ON"にする
15 負荷投入
16 周波数および電圧調整
17 負荷機器運転
●各種メータおよび集合表示灯を点検する
●排気色・振動・異音を点検する

(4) 運転前の点検事項

1)始業点検及び定期点検項目

区分	点　検　項　目	始業点検	定期点検時期				
			50時間目	250時間目	500時間目	1000時間目	2000時間目
燃料油系統	燃料タンク油量の点検・補給	○	－	－	－	－	－
	燃料もれの点検	○	－	－	－	－	－
	燃料タンクドレン抜き	－	－	○	－	－	－
	燃料フィルターエレメントの交換	－	－	－	◎	－	－
	油水分離器ドレン抜き	－	○	－	－	－	－
	ｳｫｰﾀｰｾﾊﾟﾚｰﾀのﾄﾞﾚﾝ除去・洗浄	－	○	－	－	－	－
潤滑油系統	潤滑油量の点検・補給	○	－	－	－	－	－
	潤滑油もれの点検	○	－	－	－	－	－
	潤滑油の交換	－	初回◎	以降◎	－	－	－
	潤滑油フィルターの交換	－	初回◎	以降◎	－	－	－
冷却水系統	冷却水量の点検・補給	○	－	－	－	－	－
	水もれの点検	○	－	－	－	－	－
	冷却水の交換	－	－	－	－	◎	－
	ラジエターフィンの清掃	－	－	－	○	－	－
	冷却水経路の洗浄・整備	－	－	－	－	－	●
	冷却水ポンプ用ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄの張り点検	－	初回○	○	－	－	－
吸排気系統	ガスもれの点検	－	－	－	－	－	－
	エンジン排気色の点検	－	－	－	－	－	－
	エアクリーナエレメントの清掃・交換	－	－	○	◎	－	－
電装品	各計器の作業状態・警告ランプの点検	○	－	－	－	－	－
	バッテリーの液量点検	○	－	－	－	－	－
	バッテリー液の比重測定	－	－	○	－	－	－
シリンダヘッド	吸・排気弁の弁頭すきま調整	－	－	－	－	●	－
	吸・排気弁の弁座すり合わせ	－	－	－	－	－	●
燃料噴射ポンプ噴射弁	噴射弁の開弁圧点検と調整	－	－	－	－	●	－
	噴射時期のの点検・調整	－	－	－	－	－	●
	噴射ポンプの整備	－	－	－	－	－	●
発電機	漏電リレーの動作確認	○	－	－	－	－	－
	漏電保護用設置の点検	○	－	－	－	－	－
	端子部のゆるみの点検	○	－	－	－	－	－
	絶縁抵抗の測定	－	－	○	－	－	－
	電気回路の結線部点検	－	－	－	○	－	－
その他	各部ボルト・ナットの緩み点検	○	－	－	－	－	－
	各種ゴムホースの点検	－	－	－	－	○	●
	防振ゴム・吸音材の点検	－	－	－	－	○	－

○:点検　◎：部品交換　●：販売店での点検

2)**三相遮断器の確認**

エンジンを始動するときは“ＯＦＦ”にし、電力を使用するときは“ＯＮ”にしてください。

3)漏電警報器の確認

長期間保管後、発電機を運転する前に漏電警報機、漏電モニタの異常の有無を確認するためにテストボタンを押してください。

表示灯が緑色に点灯していることを確認した後、ボタンを押すと三相遮断器がトリップし、表示灯が緑から赤に変われば正常。

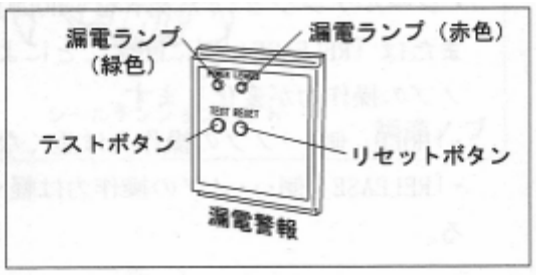

- 運転中、機器類の絶縁不良などにより生じた漏電を検知し、回路を遮断することにより感電などの事故を防止します。
- 漏電した場合、リセットボタンを押し、その後、三相遮断器を“OFF”にして、“ON”にする

4)その他の点検

イ）発電機内外の異物除去

ロ）発電機内部の点検

ハ）燃料の点検・給油

補給量は、燃料タンク容量の約９０％にし、運転中こぼれないようにする。

適　応　燃　料	JIS　２号ディーゼル軽油
燃料タンク容量	１４５Ｌ

ニ）潤滑油の点検・給油

油量が不足している場合には、指定のエンジンオイルをギヤケースの給油口から補給してください。補給する場合、検油棒で油面を調べながら上限目盛りまで入れてください。

使用潤滑油	ヤンマースーパーロイヤルオイル　(CD 級)	
潤 滑 油 量	全量	１４．０Ｌ
	有効	９．０Ｌ

ホ）冷却水の点検・給水

使用冷却水	ヤンマー不凍液　“ロイヤルフリーズ”	
冷 却 水 量	エンジン	６．０Ｌ
	ラジエター	４．５Ｌ

(5) 運転

1)スタートスイッチ

始動（START）に合わせエンジンを始動します。

寒冷時に始動する場合は、始動を容易にするために始動（START）に合わせる前に、余熱（HEAT）に合わせて、吸入空気を暖めてください。

2)運転要領

イ）調整ノブのリリースボタンを押しながらノブをいっぱい押し下げて、アイドリング位置にします。

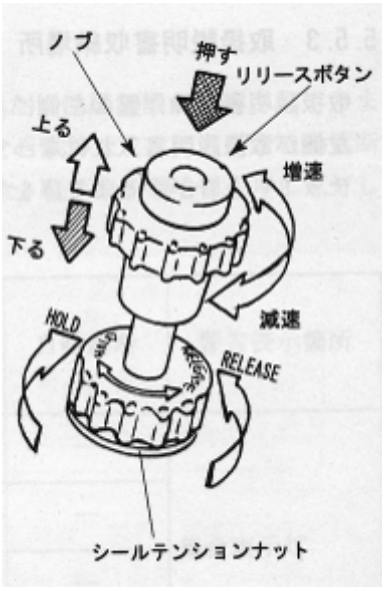

ロ）そのままの状態で暖機運転を５分程度行ってください。

ハ）ノブをゆっくり上下させ、おおよその回転にセットします。

ニ)ノブを左右にまわして周波数の微調整を行います。

ホ）負荷運転では、負荷にあわせ、回転数・周波数・電圧を調整してください。

　調整後、ノブのシールテンションナットを「HOLD」側に回してください。

ヘ）停止を行う場合は負荷器側の遮断器を“ＯＦＦ”にしてください。

　次に、発電機の遮断器を“ＯＦＦ”にしてください。

　調整ノブのシールテンションナットを「RELEASE」側に回して、リリースボタンを押しながらノブを下げてアイドリング位置に戻してください。

ト）約５分間冷機運転（無負荷）をしてください。

チ）スタータスイッチのキーを“切”にしてエンジンを停止します。

(6) 運転中の点検事項

1)周波数切換えスイッチの確認

2)交流電圧計

運転中に指針が下記電圧を示しているか確認してください。

	５０Ｈｚ	６０Ｈｚ
電圧値(Ｖ)	２００	２２０

3)交流電流計

負荷に流れている電流値が、定格電流値以下で使用しているかを確認してください。

	５０Ｈｚ	６０Ｈｚ
定格電流値(Ａ)	１４４	１５７

4)集合表示灯

運転中は正常時に消灯、異常時に点灯して警報を表示します。

ただし、外部タンクポンプ電源スイッチを“ＯＮ”にすると点灯します。

イ）充電警報

運転中に点灯した場合、バッテリへの充電不良などを意味します。

ロ）潤滑油圧力低下（警告表示）

運転中に点灯する場合は次のとおりです。

・潤滑油圧力が 49kPa に低下すると点灯し、エンジンが停止します。

・エンジンの過回転、防音ケース内温度異常上昇すると点灯し、エンジンが停止します。

ハ）冷却水温度上昇（警告表示）

運転中に冷却温度が 110℃以上になると点灯し、エンジンが停止します。

ニ）エアクリーナの目詰まり（警告表示）

運転中にエアクリーナのエレメントが目詰まりすると点灯します。

ホ）外部タンクポンプ電源

外部燃料タンクから機付タンクへの給油に用いる燃料ポンプの電源スイッチが“ＯＮ”のとき点灯します。

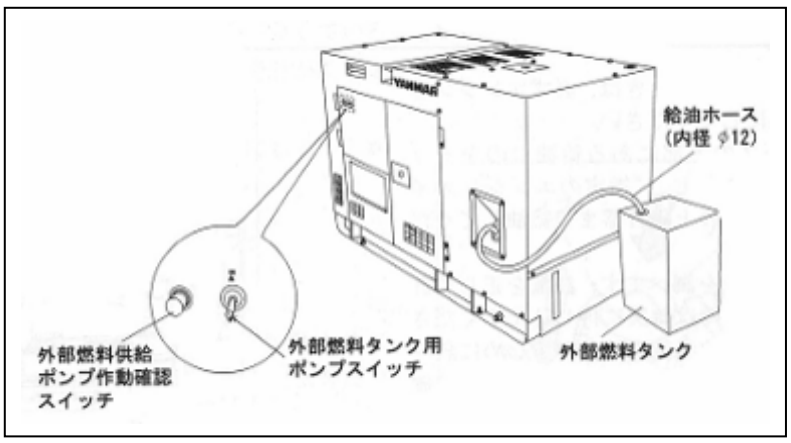

●外部タンクを使用しない場合：
スイッチは必ず“OFF”にしてください。“ON”のまま運転すると、機付タンクの燃料が下限に達した時、燃料ポンプが空転し焼損します。
●外部タンクを使用する場合：
外部燃料タンクが空になっていないかを点検してください。空の状態でスイッチが“ON”になっていると機付タンクの燃料が上限に達しないため、燃料ポンプは空転し続け焼損します。

※ 表示灯が点灯した場合、原因対応について、取扱説明書 2-8，2-9 を参照ください。

(7) 負荷機器の接続方法

1) 三相電源

三相ターミナルに接続してください。

三相電動機を使用する場合、電動機の回転が逆になる場合は、３端子の内のいずれか２線を入れ換えてください。

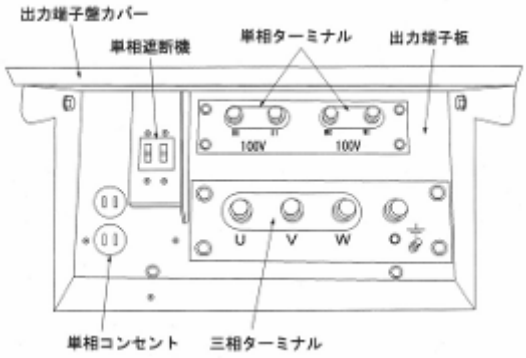

発電機とｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙ接続状況

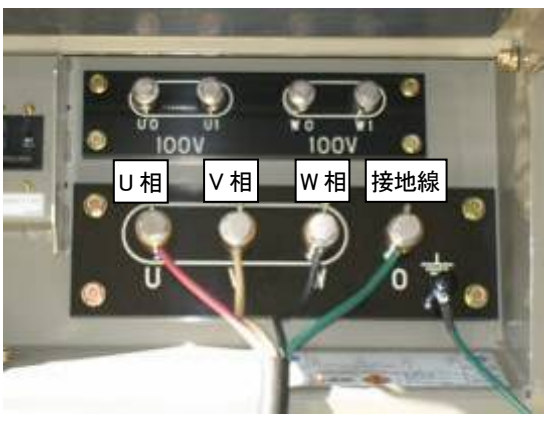

2) 単相電源

単相のターミナル、コンセント、三相ターミナルの３仕様あります。

・単相ターミナルの容量：７５Ａ

・コンセント：１５Ａ（遮断器と共に２回路）

・三相ターミナル：O相とU、V、W相を組み合わせて使用。

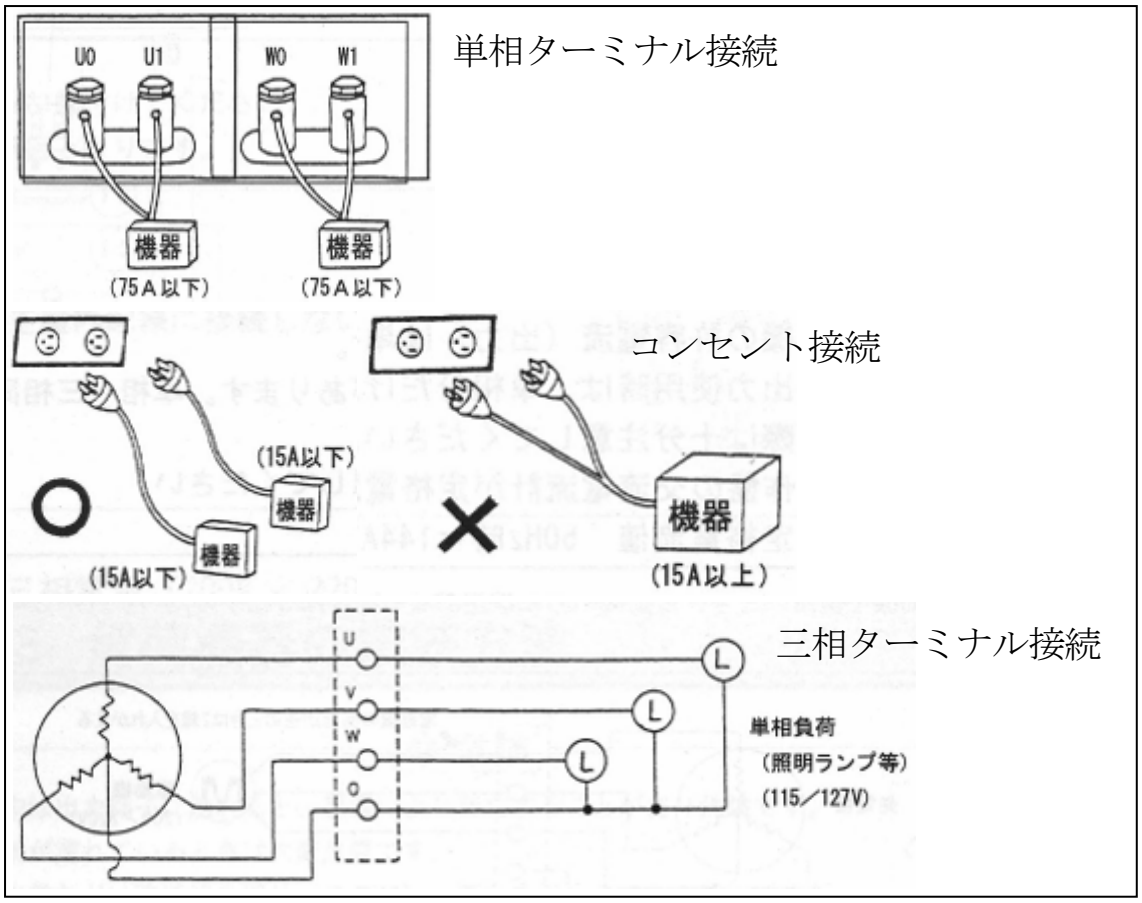

Ⅳ. 投光器

(1)組立

イ）発電機を図のように台車に載せます。

ロ）台車に付いているゴムバンドを発電機取手の中を通し反対側のフックに引っ掛けて、発電機を固定します。

ハ）電源プラグを発電機に繋ぎます。なお、平坦な場所でご使用ください。

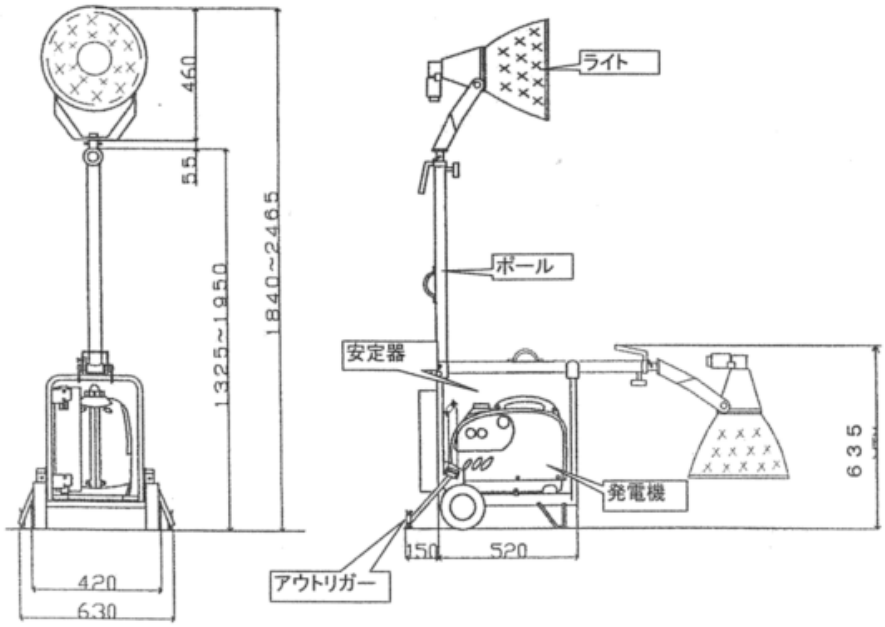

(2)運転

イ）アウトリガーを下ろし固定用のピンを差込んで固定してください。

ロ）ライトを折りたたんで固定している黒いボールの付いたピンを抜きポールを立てます、この時、スプリングが利いていますので、ポールを左手で押さえ右手でピンを抜いてください。

ハ）ポールを立てたら、赤いボールの付いたピンを差込みポールを固定します。

二）発電機を運転しライトを点灯します。

(3) 発電機運転操作の手順

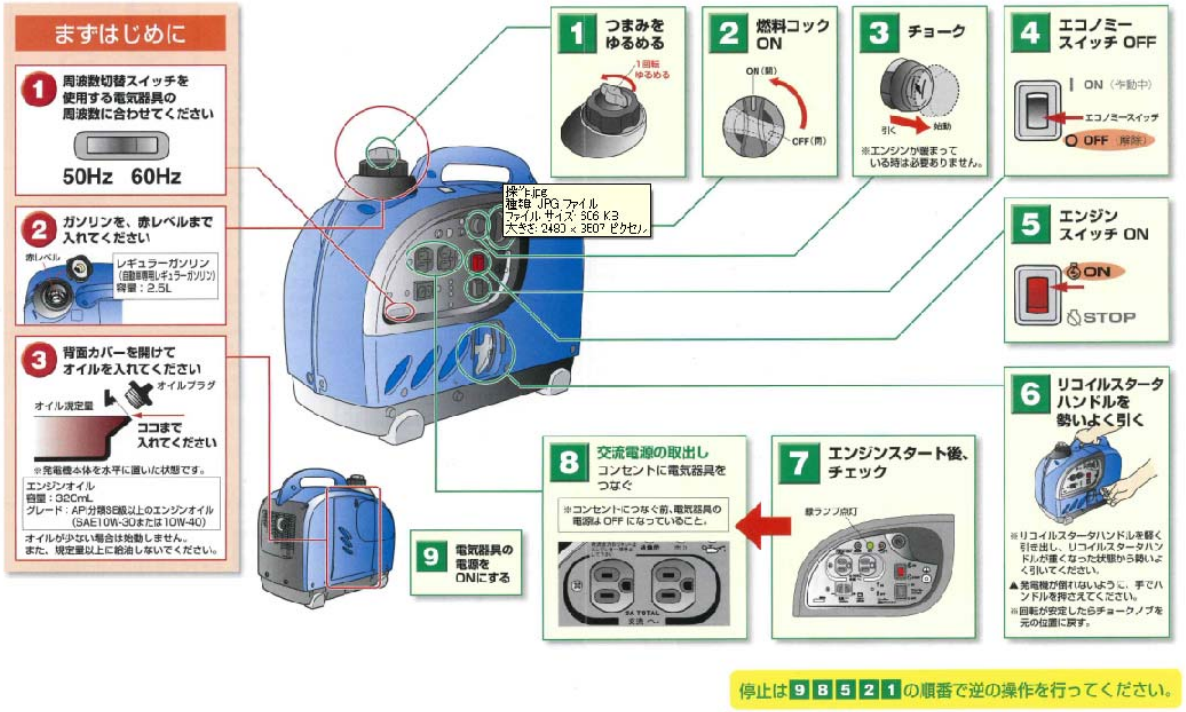

(4) 発電機運転前の点検事項

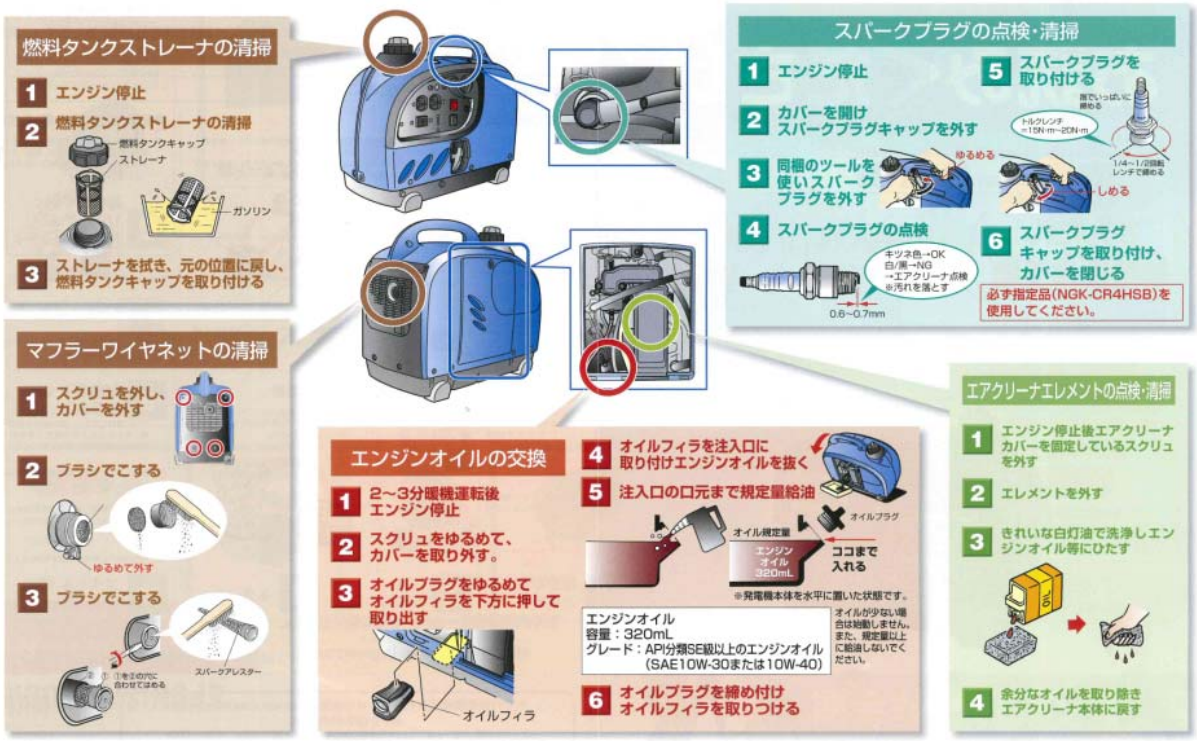

５．関係規則等

(1) 概要

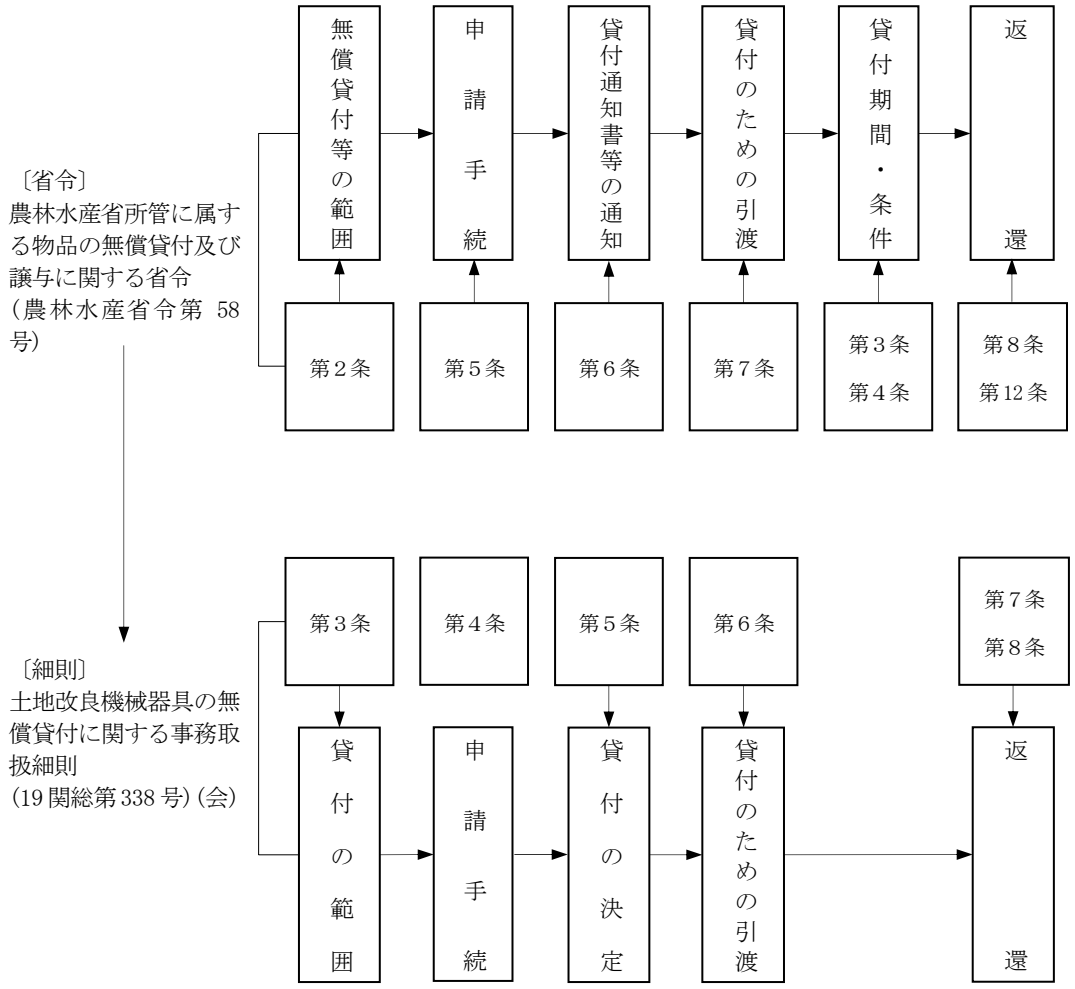
〔省令〕
農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
（農林水産省令第 58 号）
無償貸付等の範囲
申請手続
貸付通知書等の通知
貸付のための引渡
貸付期間・条件
返還
第２条
第５条
第６条
第７条
第３条
第４条
第８条
第12条
〔細則〕
土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則
(19 関総第 338 号)(会)
第３条
第４条
第５条
第６条
第７条
第８条
貸付の範囲
申請手続
貸付の決定
貸付のための引渡
返還

(2) 土地改良機械器具の無償貸付等に関する省令

（農林省令第 58 号
平成 19 年 6 月 1 日）
平成 20 年 11 月 28 日最終改正

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令を次のように定める。

農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令

（通則）

第１条　物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定による農林水産省所管に属する物品（国有林野事業特別会計に属する物品を除く。以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（無償貸付）

第２条　農林水産大臣又はその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める物品を無償で貸し付けることができる。

一　農林水産省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映像用機材、フィルム、標本用物品、機械器具その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。

二　農林水産省の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を、その工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。

三　教育のため必要な機械器具等を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

四　農林水産省の委託する試験、研究若しくは調査（以下「試験研究等」という。）又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。

五　農林水産省の委託を受けて試験研究等を行った公益社団法人又は公益財団法人が、その後、引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益社団法人又は公益財団法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。

六　地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して、機械器具等を試験研究等の用に供するため貸し付けるとき。

七　農林水産省の職員をもって組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。

八　災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

九　病菌害虫の異状発生又はまん延を防止するため、地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し、病菌害虫防除用機具を貸し付けるとき。

（貸付期間）

第３条　物品の貸付期間は、前条第七号に掲げる場合及び農林水産大臣等が特に必要と認める場合

を除き、一年を超えることができない。

（貸付条件）

第４条　農林水産大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一　貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用（農林水産大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。

二　貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

三　貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

四　貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

五　貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。

六　貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。

七　貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。

八　貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。

九　借受人が貸付条件に違反したときは、農林水産大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。

十　農林水産大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。

十一　貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を農林水産大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

十二　農林水産大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。

２　農林水産大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる

（無償貸付の申請）

第５条　農林水産大臣等は、第二条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二　借り受けようとする物品の品名及び数量

三　使用目的及び使用場所

四　借受けを必要とする理由

五　借受希望期間

六　使用計画

七　その他参考となる事項

（無償貸付の承認）

第６条　農林水産大臣等は、前条の規定による無償貸付の申請書を受理したときは当該書類を審査し、貸付けを承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　貸付物品の品名及び数量
二　貸付期間
三　貸付目的
四　貸付期日及び引渡場所
五　使用場所
六　返納期日及び返納場所
七　貸付条件

（借受書）
第７条　農林水産大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。
一　借受物品の品名及び数量
二　借受期間
三　返納期日及び返納場所
四　貸付条件に従う旨

（貸付物品の亡失又は損傷）
第８条　農林水産大臣等は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が　借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

（譲与）
第９条　農林水産大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める物品を譲与することができる。
一　農林水産省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。
二　教育のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。
三　研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を、研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。
四　予算に定める交際費又は褒賞品費をもって購入した物品を記念又は褒賞のため贈与するとき。
五　生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

（譲与の申請）
第 10 条　農林水産大臣等は、前条（第二号、第三号又は第五号に掲げる場合に限る。）の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、農林水産大臣等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
二　譲与を受けようとする物品の品名及び数量
三　譲与を必要とする理由
四　その他参考となる事項

（譲与の承認）

第11条　農林水産大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与目的

三　譲与期日及び引渡場所

四　譲与に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（受領書）

第 12 条　農林水産大臣等は、物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、農林水産大臣等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与条件に従う旨

（経由）

第 13 条　第二条第九号に掲げる病菌害虫防除用機具の貸付けを希望する者は、当該防除事業の施行地を管轄する植物防疫所長を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第３条　この省令の施行の際、現に前条の規定による廃止前の同条に規定する省令の規定によりされている無償貸付については、なお従前の例による。

附　則　（平成２０年１１月２８日農林水産省令第７３号）抄

（施行期日）

１　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成２０年１２月１日）から施行する。

（農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

３　第２３条の規定による改正後の農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第２条第５号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、整備法第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(3) 土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則

（19関総第338号(会)
平成19年7月10日）

土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則

（総則）

第１条　農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成１９年農林水産省令第５８号。以下「省令」という。）及び農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事務取扱規則（平成１９年農林水産省訓令第１６号。以下「規則」という。）第１条第３項の規定に基づき、土地改良機械器具（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（以下「土地改良事業」という。）の用に供することを目的として国が管理する機械器具をいう。以下同じ。）の無償貸付に関する事務を処理するため、事務取扱細則を定める。

（事務の分掌）

第２条　関東農政局管内の事務所長若しくは事業所長（以下「所長」という。）は、関東農政局に属する国営土地改良事業特別会計の物品の無償貸付に関する事務を行うことができるものとする。

（無償貸付の範囲）

第３条　所長は、次の各号に掲げる場合には、土地改良機械器具を無償で貸し付けることができる。

一　省令第２条第２号の規定は、農林水産省の所掌に係る事業の工事を行う者に貸し付けるとき。
なお、農林水産省の所掌に係る事業には土地改良事業を含むものとする。

二　省令第２条第３号の規定は、教育のため必要な土地改良機械器具を地方公共団体、その他適当と認められる者に貸し付けるとき。
なお、その他適当と認められる者には土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下土地改良区等という。）を含むものとする。

三　省令第２条第６号の規定は、試験研究等のため必要な土地改良機械器具を地方公共団体、その他特別の法律により設立された法人などに貸し付けるとき。
なお、その他特別の法律により設立された法人には土地改良区等を含むものとする。

四　省令第２条第８号の規定は、豪雨、長雨、干魃、地震等による天然現象、事故、人災により国土又は国民の財産が災害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、緊急対策を講じなければ国民の生活に支障をきたすおそれのある場合に行なう応急措置として貸し付けるとき。

（無償貸付の申請書類）

第４条　省令第５条に規定する申請書は、別記様式第１号の土地改良機械器具無償借受申請書によるものとする。なお借受期間を延長する場合は、別記様式第５号の土地改良機械器具借受期間延長申請書によるものとする。

（無償貸付の承認書類）

第５条　省令第６条に規定する承認書は、別記様式第２号の土地改良機械器具無償貸付承認書によるものとする。なお、細則第４条における借受期間延長申請があった場合は、別記様式第６号の土地改良機械器貸付期間延長承認書によるものとする。またこれら貸付もしくは貸付期間延長を承認しない場合は、別記様式第３号の土地改良機械器具無償貸付（貸付・期間延長）不承認通知書によるものとする。

（借受書）
第６条　省令第７条に規定する借受書は、別記様式第４号の土地改良機械器具借受書によるものとする。

（貸付器具の亡失・損傷）
第７条　省令第８条の規定により借受人が土地改良機械器具を亡失し、又は損傷した場合は、別記様式第７号による土地改良機械器具亡失・損傷届出書によるものとする。

（貸付器具返納時の処理）
第８条　貸付器具を返納する場合は、別記様式第８号の土地改良機械器具返納届の提出を事前に求めるものとし、返納確認後に、別記様式第９号の土地改良機械器具返納確認書により通知するものとする。

附　則
この細則は、平成１９年７月１０日から施行する。
附　則
この細則は、平成１９年９月　６日から施行する。

様式第１号（借受者用）

土地改良機械器具無償借受申請書

年　　月　　日

所長　　殿

申請者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

下記のとおり省令第５条に基づき土地改良機械器具を借り受けたいので申請します。

なお、申請に係る土地改良機械器具の貸付を受けたときは、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

１．借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量

品　　名	能　力・規　格	数　　量
		台

２．借受希望機械器具の使用目的、使用場所

３．借受希望機械器具の使用を必要とする理由

４．借受けを希望する期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

５．使用場所に至る道路状況並びに機械輸送の方法

６．借受希望機械器具の使用計画
別紙「使用計画書」のとおり

注）農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第２条第２号に規定する者にあっては、記載を要しない。

７．その他参考となる事項

※　借受希望機械器具の品名、能力・規格について、品名については、陸上ポンプ、水中ポンプ、原動機などを記入し、能力・規格については、ポンプ口径、吐出量、揚程、出力などを記入。

※　使用場所については、使用場所住所、○○地区○○ため池内などの場所を記入。

別紙（借受申請書添付資料）

使　用　計　画　書

１．借受希望機械器具の使用計画

品名	能力・規格	数量	作業内容	使用期間	使用時間
		台			

２．使用場所の詳細な状況
※現地写真等添付にて、記載省略可

３．整備施設及び格納庫の設置状況
※現場写真等添付にて、記載省略可

４．そ　の　他

様式第２号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付承認書

番　　号
年　　月　　日

借受人　　殿

所長　　印

年　　月　　日付けで申請があった土地改良機械器具の無償貸付については、下記により承認する。

記

１．土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品　名	型式・型番	能力・規格	数量	備　考

２．貸付期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

３．貸付目的

４．貸付期日及び引渡場所
　①貸付期日　　年　　月　　日
　②引渡場所

５．使用場所

６．返納期日及び返納場所
　①返納期日　　年　　月　　日
　②返納場所

７．借受人の負担で行う整備
　定期整備以外の貸出期間中における整備は借受人が行うものとし、その整備は別紙貸付条件として明示するところによるものとする。

８．貸付条件
　別紙のとおり

※借受機械器具の型式については、片吸込渦巻型などの型式を記載する。水中ポンプなど型式の無いものについてはー印を記入。型番については、機器固有の製造番号を記載する。

別紙

貸　付　条　件

1　貸付機械器具の引取り、使用、保管及び借受人の行う整備並びに引渡し（以下「管理」という。）に要する一切の費用を負担すること。

2　土地改良機械器具の引渡しを受けたときは、別記様式第４号による借受書を関東農政局の事務所長若しくは事業所長（以下「所長」と総称する。）のうち、当該土地改良機械器具を所管する所長に提出すること。

3　貸付機械器具の貸付期間の延長を希望するときは、事前に、別記様式第５号による貸付期間延長申請書を所長に提出すること。

4　貸付機械器具について修繕、改造その他機械器具の現状を変更しようとするときは、あらかじめ所長等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕についてはこの限りでない。

5　貸付機械器具に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

6　貸付機械器具を注意をもって善良に管理し、これを効率的に使用すること。

7　貸付機械器具を転貸し、この承認書に記載された使用目的もしくは使用場所以外の目的もしくは場所で使用し、ないしは担保の目的に供してはならない。これに違反した場合は直ちに所長の指示に従って返納すること。ただし、転貸又は使用目的もしくは、使用場所の変更について、あらかじめ所長の承認を受けたときはこの限りでない。

8　貸付機械器具を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに別記様式第７号による土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書を所長に提出し、その指示に従うこと。

9　貸付機械器具の貸付期間中の作業日報、整備報告を別記様式第８号、別紙添付資料様式により、明確に記載し、月別機械使用実績報告書を翌月上旬までに、所長に提出すること。

10　貸付機械器具を返納しようとするときは、事前に別記様式第８号による返納届を所長に提出すること。

　借受人が、貸付機械器具を返納しようとするときは、燃料の補充、清掃、点検及び所長が指示する整備を行うこと。また返納は貸付期間満了日までに、指定の場所において行うこと。

11　貸付機械器具の引渡しをしようとするときは、所長の指示に従い検査を受けること。

　この検査に合格したときをもって、返納のための引渡しがあったものとする。

12　次の各号の一に該当するときは、所長は貸付を解除することがある。

(1)借受人が借受申請書及び附属書類、貸付期間延長申請書、借受書、報告書に虚偽の記載をしたとき。

(2)借受人がこの承認書に記載された条項又は指示に違反したとき。

(3)災害の応急復旧その他これに準ずる緊急の目的のため他に使用し、又は貸し付ける必要が生じたとき。

様式第３号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付（貸付・期間延長）不承認通知書

番　　号
年　　月　　日

借受人　　殿

所長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった土地改良機械器具の無償貸付（貸付・期間延長）については、下記の理由により承認することができないので、通知する。

記

１．土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品　名	型式・型番	能力・規格	数量	備　考
				台	

２．承認できない理由

様式第４号（借受者用）

土地改良機械器具借受書

年　　月　　日

所長　　殿

申請者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

年　　月　　日付　第　　号の土地改良機械器具貸付承認書により、下記のとおり機械器具を借り受け、受領いたしました。

なお、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

１．土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品　名	型式・型番	能力・規格	数量	備　　考
				台	
				台	

２．借受期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

３．返納期日　　年　　月　　日

４．返納場所

※借受機械器具の型式欄については、片吸込渦巻型などの型式を記載する。水中ポンプなど型式の無いものについてはー印を記入。

※返納場所の記載例については、住所、関東農政局土地改良技術事務所、ポンプ倉庫前などを記入。

様式第５号（借受者用）

土地改良機械器具借受期間延長申請書

年　　月　　日

所長　　殿

申請者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

年　　月　　日付　第　　号で貸付を受けた土地改良機械器具の借受期間を下記のとおり延長願いたいので、貸付条件第３項の規定により申請します。

記

１．土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品　　名	型式・型番	能力・規格	数　　量	備　　考
				台	

２．借受期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

３．借受延長希望期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

４.借受期間を延長する理由

様式第６号（貸付者用）

土地改良機械器具貸付期間延長承認書

番　　号
年　　月　　日

借受人　　殿

所長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった土地改良機械器具における貸付期間の延長は、下記のとおりとする。

記

１．貸付延長期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

２．その他

様式第７号（借受者用）

土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書

年　　月　　日

所長　　殿

申請者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

年　　月　　日付　第　　号で貸付を受けた土地改良機械機械器具を下記のとおり（亡失・損傷）したので、貸付条件第８項に基づき届出ます。

記

１．（亡失・損傷）した事由

２．（亡失・損傷）した機械器具の品名・型式及び数量並びにその状況

３．（亡失・損傷）した機械器具の損害見積額

４．関係官公署の発行する証明書
※天災又は盗難に係るものである場合に必要。

５．亡失・損傷報告書
※省令第４条第１１項に基づき、亡失・損傷するまでの管理状況、現場写真、発見時の状況、その他詳細な状況について報告する。

様式第８号（借受者用）

土地改良機械器具返納届

年　　月　　日

所長　　殿

申請者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

年　　月　　日付　第　　号で土地改良機械器具貸付承認書に基づき借受けた機械器具を下記のとおり返納します。

記

１．土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品　　名	型式・型番	能力・規格	数　　量	備　　考
				台	

２．返納年月日　　年　　月　　日

３．返納場所及び方法
返納場所：
返納方法：

４．その他添付資料
①土地改良機械器具使用実績報告書
②土地改良機械器具月別実績報告書
③土地改良機械器具運転日誌

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式１）

災害応急用ポンプ使用実績報告書

年　　月　　日

借受人　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印
報告担当者　　印

品名	型式 規格	管　理 番　号	所管先	使　用 区　分	使　用 地　区	工事名	日数				使　用　時　間			整　備　費		
							運転	休止	在場	整備	実作業	その他	計	現 場	定 期	計

※使用区分欄には、用水補給、排水、その他（　　）などを記載。
※在場日数は運転日と休止日の合計で、整備日数や、その他借受、返却に用する日数は含まない。

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式２）

土地改良機械器具月別実績報告書（　　年　　月分）

借受人　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印
報告担当者　　印

品名	管理番号	規格・能力	工事名	作業名	作業量	日数								運転時間			備考
						運転		整備	休止				合計	作業	その他	ｱﾜｰﾒｰﾀｰの読み	
						作業	その他		工事待	故障	天候	その他					

※作業量欄には用排水量等を記入。作業名欄は○○地区、○○水路仮回し用などを記入。

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式３）

土地改良機械器具運転日誌

借受人　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　㊞
報告担当者　　㊞

品　名		規格・能力		管理番号		年月日	年　月　日（　）
工事名 作業名		使用場所				報告者名	

作業時間／作業項目	作業工程 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	作業時間	整備時間	休止時間	摘要

作業内容・整備内容・休止理由等	使用材料（燃料油脂等）			
	品名	規格	数量	備考

注）作業工程記号 ＿＿＿ ：運転 ・ ～～～～ ： 整備 ・ - - - - - ： 休止

様式第９号（貸付者用）

土地改良機械器具返納確認書

番　　号
年　　月　　日

借受人　　殿

所長　　印

　　年　　月　　日付けで返納届があった土地改良機械器具について、検査を行った結果、すべて合格であったので、受け取りを行う。

災害応急用ポンプ格納庫案内図

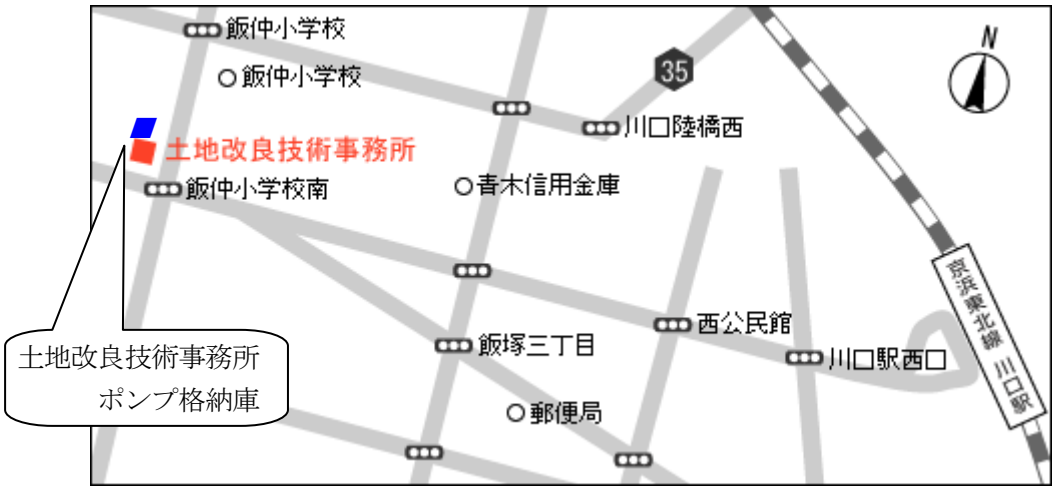

発　行：平成２４年７月
編　集：関東農政局土地改良技術事務所（施設・管理課）
所在地：〒332-0026　埼玉県川口市南町 2-5-3
電　話：048-254-0511
http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/dogisyo/pomp/01.html